

# 農業委員会議事日程

日 時：令和3年3月29日（月）午後1時30分  
場 所：千曲市役所（新庁舎）301大会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について  
（農地中間管理事業）
11. 議案第61号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の  
規定による特定農地貸付けの承認申請について
12. 議案第62号 令和3年度千曲市農業委員会事業計画（案）について  
  
（追加議案）議案第63号 職員の人事について
13. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
  - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

14. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

農地係主査 平原 俊美

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

なお、今日は今年度最後の総会ということで、委員さん全員にお集まりいただきました。コロナ禍でありますので、時間短縮で進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

ただ今から令和3年3月の総会を開催いたします。

それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。

1 番中嶋喜代栄委員、2 番岡田和孝委員の両委員をお願いいたします。

それでは、日程第5、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 55 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 56 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。担当委員と現地確認をしまいりましたので、ご報告いたします。

1 番案件から 3 番案件について、報告いたします。まず 1 番案件でございます。場所は杭瀬下の新しくできた体育館から 100m ほど南側の土地でありまして、追認で宅地にする申請でございます。相続で土地を分筆し調査したところ、住宅が農地に建っていたことを確認したとのことです。周囲は北に田がありまして、東側に水路、南側は宅地で、西側が申請人の田で隣接農地耕作者の同意は得ております。境界は現状のままで、雨水は地下浸透、下水は下水道接続です。土地所有者が亡くられており、詳しい経緯は分かりませんが、理由書と経過説明書は添付されております。

続いて 2 番案件でございますが、場所は 1 番案件の南側に隣接する田でございます。1 番案件の申請人は亡くられた方の奥さんでしたが、2 番案件の申請人は亡くられた方の娘さんで、宅地の一部が田となっていることが相続の分筆で分かり、追認の申請となりました。周囲は北側が母親の所有する田で、南東は申請人の宅地で、西側が市道に隣接しており、隣接耕作者は母親の土地で同意を得ております。法面は現状で、

雨水は地下浸透、汚水はなく、追認ではありますが問題はないと思います。

続きまして3番案件でございます。場所は新田区、千曲線の伊勢社信号から南西方向に250mほどの堤防道路に通じる道路沿いにある宅地の周囲にある畑で、父親から相続した土地に3階建て9戸のアパートを建てる申請です。周囲は西側が市道で、北側が宅地、東側は申請者の畑、南側は申請者の自宅と畑となっております。法面はコンクリートブロックで保護し、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続、3階建てですが周囲は申請者の畑のみでございますので、問題はないと思います。

#### 9番緑川委員

9番緑川です。申請に基づきまして過日関係委員で現地確認を行って参りました。4番案件の場所ですが、〇〇銀行〇〇支店の北側です。銀行駐車場と個人の駐車場と更に道路に挟まれた細い畑です。西側は幅2mぐらいの水路を挟んで、農地に隣接しておりますが、耕作者より同意が得られております。更に西側の境界より7m離して建物を建てるということで、日照や排水は問題ないと思います。

#### 議 長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

#### 議 長

進行の声がでございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

#### 議 長

全員賛成ですので、議案第56号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第7、議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

#### 宮坂担当係長

……朗読説明……

#### 議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

#### 11番嶋田委員

11番嶋田です。1番案件について、担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。

場所は10年ほど前に〇〇食品の製麺工場が出来たそのすぐ西側ですが、現地は西側に〇〇鉄工所があってその東側に住宅があり、北側は物置が並んでいて、南側に住

宅があります。特に農地に隣接しておりませんので問題はありません。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 57 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 57 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 8、議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

10 番伊藤委員

10 番伊藤です。担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。  
1 番案件ですが、場所は、寂蒔区の千曲線西側にあるパチンコ〇〇 〇〇店北側に位置する 6 人の地権者が所有する畑及び田で、40a を超える面積に店舗及び駐車場を造成する申請で、一部宅地も含まれています。周囲は、東側が千曲線、その他の周囲の市道に囲まれた土地で、隣接農地はありません。雨水は宅地内に浸透桝、集水桝で処理し、外部への流出はなく、汚水は下水道接続、建物も平屋なため日照の問題も提示されています。雇用協定書で、農業従事者を 3 割以上雇用するとなっておりますが、それが守られない場合は少々不安ではありますが、それ以外は問題ないと思います。  
続いて 2 番案件ですが、新田区の千曲線新田南信号の北側に位置する田で、宅地を造成する申請です。周囲は北側が田と宅地で、東側は尾米川南側宅地、西側は千曲線歩道が隣接しています。隣接農地耕作者の同意を得ていますので、農地と接続する法面は、コンクリートにより土留めを施工し、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題はないと思います。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。3 番案件ですが、地籍は森区の大宮神社と県道を挟んだ東側であります。その土地は畑に囲まれ、西側の畑は日陰になるか心配がありますが、そのお宅

に行き確認したところ、同意はしたということでございます。下水道関係も完備されており、雨水は地下浸透で問題ないと思われま

4 番案件ですが、3 番案件同様に親の土地に家を建てるもので、大宮神社、〇〇酒店から西に 50mのところ、東、西、南側が親の畑で、北側は市道に隣接しております。これも他人さんに迷惑を掛けることはございませんので、問題ありません。

5 番案件ですが先ほどの計画変更承認の案件でございますけど、駐車場にしたいというものでございますので、近隣に迷惑が掛からないので問題ないと思います。

#### 7 番綿貫委員

7 番綿貫です。6 番案件ですが、この場所は八幡の〇〇工業団地の北側に道路が走ってる南側です。隣には〇〇電力の変電所があります。土地の上には 1~2mの道路があります。あと周りは雑種地で雨水は浸透式で、排水は出ないので周りに迷惑が掛からないので問題ないと思います。

#### 1 番中嶋委員

1 番中嶋です。担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

7 番案件ですが、場所は県道 77 号線を坂城方面に向かって、力石バイパスの力石西の信号を新山方面へ 100m入ったところの畑です。北側は道路に面しております、南側はなだらかな土手で譲受人の今ある事務所の建物、西側は譲渡人の畑になっております。社屋が古いため新築する予定で、建物の高さは 4.5m以内に納めており、一箇所隣の畑に面しておりますが、そこからは 1m離れており問題ないと思います。汚水は下水道、雨水は地下浸透で、特に問題はありません。

#### 4 番栗原委員

4 番栗原です。担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

8 番案件ですが、場所は県道上山田上田線の力石の信号を北へ 300m行ったところ、途中〇〇歯科医院があります。そこを進みますと道がクランク上になっており、その角から角までがその場所でございます。南側は市道を挟み、プレハブの工場跡地、西側はビニールハウスで花卉の栽培をしております。隣接者の許可は取っております。東と北側は市道に挟む住宅であり特に問題ないと思います。

#### 議 長

事務局で今伊藤委員の説明にあった 3 割雇用出来なかった場合の説明をお願いします。

#### 宮坂担当係長

3 割雇用の関係ですが、もし出来なかった場合には、地域を広げて 3 割雇用を達成するよう努力することになっております。

#### 議 長

委員さんからの報告が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 1 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限の規定により、議事参与の制限に該当する 2 番岡田和孝委員の退席を求めます。

……岡田委員 退席……

議長

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

議長

お諮りします。議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 58 号、1 番案件は、原案のとおり可決されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……岡田委員 入室・着席……

議長

それでは、2 番案件から 8 番案件について、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、2 番案件から 8 番案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 58 号、2 番案件から 8 番案件は原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 9、議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 59 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 10、議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 60 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 11、議案第 61 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付けの承認申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑・意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 61 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法



律第3条の規定による特定農地貸付けの承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第61号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第12、議案第62号 令和3年度千曲市農業委員会事業計画(案)について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑・意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第62号 令和3年度千曲市農業委員会事業計画(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第62号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、本日追加議案の提出がありますので、日程に追加し、議題といたします。  
議案第63号 職員の人事について、事務局から朗読、説明をお願いします。

中村局長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第63号 職員の人事について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 63 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて、日程第 13、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長  
中山次長  
宮坂担当係長

- (1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3)農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第 14、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和 3 年 3 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 3 時 00 分